

■ 兵庫県立都市公園における施設の使用制限（県土整備部関係）

公園名	施設名	使用状況及び制限等	
		5月12日～5月31日	6月1日～6月20日
舞子公園	舞子海上プロムナード	通常営業（18時閉）	通常営業（18時閉）
	孫文記念館（移情閣）	通常営業（17時閉）	通常営業（17時閉）
	旧木下家住宅	通常営業（17時閉）	通常営業（17時閉）
	旧武藤山治邸	通常営業（17時閉）	通常営業（17時閉）
明石公園	第1野球場	通常利用可（18時閉、但し5千人以内）	通常利用可（19時閉、但し5千人以内）
	第2野球場	通常利用可（18時閉、但し収容率50%以内）	通常利用可（19時閉、但し収容率50%以内）
	テニスコート	通常利用可（18時閉、但し収容率50%以内）	通常利用可（19時閉、但し収容率50%以内）
	陸上競技場	通常利用可（18時閉、但し5千人以内）	通常利用可（19時閉、但し5千人以内）
	自転車競技場	通常利用可（18時閉、但し収容率50%以内）	通常利用可（19時閉、但し収容率50%以内）
	ローンボウルスコート	通常利用可（18時閉）	通常利用可（19時閉）
	会議室	通常利用可（17時閉、但し収容率50%以内）	通常利用可（17時閉、但し収容率50%以内）
甲山森林公園	会議室	通常利用可（17時閉、但し収容率50%以内）	通常利用可（17時閉、但し収容率50%以内）
	工作室等	通常利用可（17時閉、但し収容率50%以内）	通常利用可（17時閉、但し収容率50%以内）
播磨中央公園	野外ステージ	通常利用可（17時閉、但し5千人以内）	通常利用可（17時閉、但し5千人以内）
	野球場	通常利用可（17時閉）	通常利用可（17時閉）
	球技場	通常利用可（17時閉）	通常利用可（17時閉）
	アーチェリー場	通常利用可（17時閉）	通常利用可（17時閉）
	サイクルステーション	通常利用可（17時閉）	通常利用可（17時閉）
西猪名公園	球技場	通常利用可（21時閉）	通常利用可（21時閉）
	テニスコート	通常利用可（21時閉）	通常利用可（21時閉）
淡路島公園	エンゲノマリ	営業（21時までの時短、但し5千人以内）	営業（21時までの時短、但し5千人以内）
赤穂海浜公園	テニスコート	通常利用可（18時閉）	通常利用可（19時閉）
	塩の国	通常どおり開放（17時閉）	通常どおり開放（17時閉）
	オートキャンプ場	営業（全面飲酒禁止＋食事20時まで）	営業（全面飲酒禁止＋食事20時まで）
一庫公園	会議室	通常利用可（17時閉、但し収容率50%以内）	通常利用可（17時閉、但し収容率50%以内）
有馬富士公園	会議室	通常利用可（17時閉、但し収容率50%以内）	通常利用可（17時閉、但し収容率50%以内）
	多目的ホール	通常利用可（17時閉、但し収容率50%以内）	通常利用可（17時閉、但し収容率50%以内）
淡路佐野運動公園	屋内練習場	通常利用可（19時までの時短）	通常利用可（20時までの時短）
	トレーニング室	営業（19時までの時短）	営業（20時までの時短）
	第1野球場	通常利用可（21時閉、但し収容率50%以内）	通常利用可（21時閉、但し収容率50%以内）
	第2野球場	通常利用可（17時閉、但し収容率50%以内）	通常利用可（17時閉、但し収容率50%以内）
	サッカー場	通常利用可（17時閉、但し収容率50%以内）	通常利用可（17時閉、但し収容率50%以内）
	多目的グラウンド	通常利用可（17時閉）	通常利用可（17時閉）
	会議室	通常利用可（19時までの時短、但し収容率50%以内）	通常利用可（20時までの時短、但し収容率50%以内）
三木総合防災公園	屋内テニスコート（ビーンズコート）	通常利用可（19時までの時短、但し収容率50%以内）	通常利用可（20時までの時短、但し収容率50%以内）
	野球場	通常利用可（21時閉）	通常利用可（21時閉）
	第1・2球技場	通常利用可（17時閉）	通常利用可（17時閉）
	第3球技場	通常利用可（21時閉）	通常利用可（21時閉）
	屋外テニスコート	通常利用可（18時閉）	通常利用可（19時閉）
	陸上競技場	通常利用可（21時閉、但し5千人以内）	通常利用可（21時閉、但し5千人以内）
	第2陸上競技場	通常利用可（17時閉）	通常利用可（17時閉）
	グラウンドゴルフ場	通常利用可（17時閉）	通常利用可（17時閉）
尼崎の森中央緑地	屋内プール	通常利用可（19時までの時短、但し収容率50%以内）	通常利用可（20時までの時短、但し収容率50%以内）
	フィットネス	営業（19時までの時短）	営業（20時までの時短）
	フットサルコート	通常利用可（21時までの時短）	通常利用可（21時までの時短）
	グラウンドゴルフ場	通常利用可（17時閉）	通常利用可（17時閉）
	会議室	通常利用可（17時閉、但し収容率50%以内）	通常利用可（17時閉、但し収容率50%以内）
丹波並木道中央公園	会議室	通常利用可（17時閉、但し収容率50%以内）	通常利用可（17時閉、但し収容率50%以内）

緊急事態宣言延長に伴う県立公園等の対応（農政環境部関係）

1 対応の内容

○下記の県立公園等については、感染防止対策を実施した上で開園するが、引き続き公園内への持ち込み飲酒や食事は禁止する。

（ 県立公園あわじ花さじき、県立フラワーセンター、県立但馬牧場公園、県立三木山森林公園、各県立ふるさとの森公園、兵庫楽農生活センター、県立六甲山ビジターセンター ）

○併設のレストランについては、運営事業者に感染防止対策の徹底を要請し、酒類提供は禁止する。

2 開園状況

区分	施設名	緊急事態措置		
		5月12日～31日	6月1日～20日	閉園時間
社会 教育 施設	県立公園あわじ花さじき	開園（屋内施設も開放）	同左	17時
	県立フラワーセンター	同上	同左	同上
	兵庫楽農生活センター	同上	同左	同上
	県立六甲山ビジターセンター	同上	同左	平日15時 土日祝16時
公 園 等	県立但馬牧場公園	同上	同左	17時
	県立三木山森林公園	同上	同左	21時 レストラン17時
	各県立ふるさとの森公園	同上	同左	18時